プログラムリリース・データパッチ要領

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版(新規作成) (規程管理規程改正対応)	2010. 04. 01
2. 0	・共通保守における信連承認記述修正 ・緊急リリース欄への信連承認欄追加	2010. 04. 13
3. 0	次期ホスト用プログラムリリース明細追加 ※2011年9月ホスト更改までの運用	2011. 05. 12
3. 1	信連承認手順の簡略化による記述修正 および様式修正	2011. 07. 01
4. 0	仮リリース手順の修正および様式修正	2011. 08. 01
5. 0	様式および添付書類の見直し。プログラムリリースパターンの削除。 項目番号体系を規程作成細則に合わせた。	2016. 09. 19
6. 0	仮リリースにテストを目的とした場合を追加。 運用部によるリリース対象の限定を緩和。	2016. 11. 01
7. 0	照査者に主幹を追加	2018. 04. 01
8. 0	テスト検証依頼書の様式修正	2020. 03. 11
9. 0	規程名の変更 リリース伺の電子決裁化に伴う様式・業務フローの見直し・変更	2021. 06. 01
10.0	本番作業実施伺、テスト検証依頼書の様式廃止	2024. 1. 1

プログラムリリース・データパッチ要領

規程番号 4001-0000-03-要

制定日 2010年04月01日

改正日 2024年 1月 1日

1. 目的

当要領は、プログラムリリース (プログラム以外の資源も含む) およびデータパッチ作業において部内、運用部門、委託元 (JA、信連など) の承認を得ることを明確にし、システムの品質向上、障害防止を図ることを目的とする。

2. 対象業務

当要領は、開発部が開発または保守する業務システムを対象とする。

3. 作成書類

リリース・データパッチをおこなう場合は、「本番作業実施伺」および必要な添付書類(コピー)を準備して申請する。

4. 添付書類

(1) 作業手順書

システムのリリースまたはデータパッチを実施するにあたり、手順を示した書類を添付する。

(2) テスト検証結果報告兼本リリース承認

開発・改良案件には、「テスト検証依頼書兼作業完了報告書」またはそれに類するもののコピーを添付する。

なお、開発・改良案件でなくても、検収書などがある場合にはコピーを添付する。

5. 承認手順

- (1) リリース・データパッチ共通
- ①部内承認
 - ア. 部内の承認手続
 - a. 係長または主幹の照査および、担当副部長の検印を得る。 担当副部長不在時は部長または、部内の他の副部長の承認を得る。
 - b. 承認は、「本番作業実施伺」による。
 - c. 重要な開発・改良または他部門へ通知の必要がある場合は、別途稟議する。

②運用部門承認

- ア. 運用部門の定義
 - a. システムがセンター内で稼働している場合は、その運用部署が運用部門となる。
 - b. 使用者(ユーザー)が社外であっても、そのサーバを運行・管理している部署が運用部門となる。

(ex.クラウドサービスとして提供するサーバなど ハウジングも含む)

- c. 使用者(ユーザー)も機器(PC, サーバ)も全て社外にある場合は使用者が運用部門となる。(ex.スタンドアロンシステムなど)
- イ. 運用部門の承認手続
 - a. 承認は、「本番作業実施伺」による。
- ウ. 運用部門の承認を省略できるケース
 - a. 上記のア. cのケースで、委託元と運用部門が同じ場合は委託元の承認のみとする。

③委託元承認

- ア. 委託元の承認手続と承認日
 - a. 承認は「テスト検証依頼書兼作業完了報告書」による。
 - b. 仮リリース後の試行運用を以って本リリースの手順となる場合は、本リリース日は 委託元の承認日以降になる。
- イ. 保守作業における委託元の承認手続について

以下の場合は承認手続きを省略可能とし、理由を備考欄に記入する。

- a. 内部の処理改善などで処理結果に影響が無い場合。
- b. プログラムバグによる障害対応の場合。
- c. 委託元からの依頼書で対応する軽微なシステム修正の場合。

④その他

- ア. 事前承認について
 - a. 事前承認の定義

部内承認、運用部門承認、委託元承認の全ての日が、「本番作業実施伺」の作業予定 日より以前であること。

b. 事後承認となった場合

"事前承認を得る"と決められているにもかかわらず、事後承認となった場合は、「本番作業実施伺」の備考欄へその理由を明記すること。

(2) 仮リリース、本リリースについて

仮リリースが発生するケースは、委託元へ仮リリース(仮納品)を実施して、委託元が検証を兼ねて一定期間使用し、良好ならそのまま本リリース(本納品)となる場合、または、開発作業中に本番環境でのテストが必要である場合である。不具合があれば修正後に再び仮リリースを実施する。委託元の良好の回答が得られるまでこれを繰り返すパターンのリリースについては、以下のように取り扱う。

なお、仮リリース、本リリースについては開発、改良案件に適用し、保守案件には適用 しない。

- ア.「テスト検証依頼書兼作業完了報告書」を起票し、委託元へ承認を依頼する。 (「本番作業実施伺」の起票と前後してもよい)。
- イ. 仮リリースが可能になった時点で「本番作業実施伺」を起票し、部内および運用部門 の事前承認を得る。やむを得ない事情により、運用部門の承認が事後となった場合は、 備考欄へその理由を記入する。
- ウ. 不具合があり、再度仮リリースする場合は、上記イ. を繰り返す。
- エ. 委託元から「テスト検証依頼書兼作業完了報告書」の承認があった時点で、その承認 日を本リリース日とする。

(「テスト検証依頼書兼作業完了報告書」のコピーを「本番作業実施伺」に添付する。)

オ. 本番環境でのテストなどが目的で仮リリースのみおこなう場合は、備考欄にその旨を 記載する。この場合、「テスト検証依頼書兼作業完了報告書」の起票は不要とする。